

東京都板橋区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱

令和4年6月13日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月板橋区条例第26号。以下「条例」という。)及び東京都板橋区児童福祉法施行規則(昭和40年3月板橋区規則第12号(以下「区法施行規則」という。))その他法令の定めるもののほか、区内に存する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)の認可及びその内容変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指す。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び区法施行規則に定めるところによる。

(設置者)

第3条 家庭的保育事業等の設置者は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、財務内容が適正であって、直近の会計期間において、当該設置者の全体の財務内容について、債務超過(負債が資産を上回っている状況)となっておらず、3年連続して損失を計上していないことを要件とする。

また、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置者となる場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第1の3の(3)によることとする。

(定員)

第4条 家庭的保育事業等の定員は、条例に定めるところによる。

(構造及び設備)

第5条 家庭的保育事業等の構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の関係法令の定めるところに従うほか、採光、照明、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営することとする。

(1) 基準設備・面積等

ア 家庭的保育事業

区分	要件
----	----

保育を行う専用の部屋	条例第22条第1項第2号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
屋外遊戯場	条例第22条第1項第6号に定める面積を、幼児が実際に遊戯できる同一敷地内の庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）として確保すること。
調理設備	乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育を行う専用の部屋と区画すること。
便所	便所専用の手洗設備を設けるとともに、保育を行う専用の部屋及び調理設備と区画されていること。

イ 小規模保育事業

区分	要件	
	小規模保育事業所A・B型	小規模保育事業所C型
乳児室又はほふく室	条例第28条第1項第2号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。	条例第33条第1項第2号及び第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第28条第1項第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。	
屋外遊戯場	条例第28条第1項第5号及び第33条第1項第5号に定める面積を、幼児が実際に遊戯できる遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）として確保すること。	
調理設備	乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。	
便所	便所専用の手洗設備を設けるとともに、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室並びに調理設備と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。また、定員に見合う面積、設備を有すること。	

ウ 事業所内保育事業

事業所内保育事業所（定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）については、イに定める小規模保育事業所A・B型の基準に準じる。また、事業所

内保育事業所（定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）については、別に定める東京都板橋区保育所設置認可等事務取扱要綱第5条(1)の基準に準じる。

- (2) 非常口は、火災等の非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置すること。
- (3) 設置者は、「室内化学物質対策実施基準」（別表1）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に事業を開始すること。
- (4) 保育を行う専用の部屋や乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室（以下「保育を行う専用の部屋等」という。）及び医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値0.7以上、かつ、 q 値1.0以上若しくは $C_t u S_d$ 値0.3以上、木造の建築物にあつては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物
- (5) 条例第22条第7号に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回実施すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たすこと。

（職員）

第6条 家庭的保育事業等においては、条例第23条、第29条、第31条、第34条、第44条及び第47条に規定する職員を配置するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条により地域型保育給付に係る事業所として区長から確認を受ける事業所にあつては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付け府子本第571号）に定められた基本分単価に含まれる職員構成その他必要な基準を満たすものとする。ただし、確認を辞退する場合はこの限りではない。

2 条例に定める職員については、家庭的保育事業等を適切に運営するため、下記の基準を満たすこととする。

(1) 職員配置基準について

条例第8条に規定する職員を保育に直接従事する職員とし、児童の定員について以下の計算式により算出した数を配置する。なお、家庭的保育事業については条例第23条第3項を、小規模保育事業C型については条例第34条第3項を適用する。

ア 小規模保育事業A型（小規模型事業所内保育事業A型（小規模型事業所内保育事業のうち、

小規模保育事業A型の基準を満たす事業をいう。)を含む。)

保育士の数は、条例第29条第2項に規定する児童の年齢区分別に、定員を同項で規定する保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位(小数点以下2位切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数とする。

イ 小規模保育事業B型(小規模事業所内保育事業B型(小規模型事業所内保育事業のうち、小規模保育事業B型の基準を満たす事業をいう。)を含む。)

保育従事者の数は、条例第31条第2項に規定する児童の年齢区分別に、定員を同項で規定する保育従事者の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位(小数点以下2位切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数とする。また、この数に4分の3を乗し、小数点以下を切り上げた数以上を保育士(条例第31条第3項に規定するみなし保育士を含む。)とする。

ウ 保育所型事業所内保育事業所

保育士の数は、条例第44条第2項に規定する児童の年齢区分別に、定員を同項で規定する保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位(小数点以下2位切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。

(2) 保育に直接従事する職員の雇用形態

ア 保育に直接従事する職員は、利用乳幼児を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とする。

イ 「常勤の職員」については、次の(ア)から(エ)までの全ての要件を満たすこととする。

(ア) 期間の定めのない労働契約を結んでいること(1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。)

(イ) 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること

(ウ) 勤務時間が、当該事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務するべき時間数(1カ月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること

(エ) 当該事業所(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であること

ウ 本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用児童の処遇水準の確保が図られる場合には、職員の一部に短時間勤務の職員

(常勤の職員以外の職員をいう。以下同じ。)を充てても差し支えない。この場合、常勤の職員に代えて短時間勤務の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤の職員を充てる場合の勤務時間数を上回るものとし、短時間勤務の職員の常勤職員換算値は、以下の計算式によるものとする。

(計算式)

短時間勤務の職員の1か月の所定労働時間数合計÷就業規則で定めた常勤の職員の1か月の所定労働時間数＝常勤換算値(小数点以下切捨て)

なお、就業規則で常勤の職員の1か月の所定労働時間数を定めていない場合は、同一の事業所で勤務する常勤の職員の過去3か月の勤務実態から、常勤の職員の1か月の所定労働時間数を算出する。また、就業規則に常勤の職員の1か月の所定労働時間数が複数定められている場合や、就業規則の規程と労働条件通知書等の所定労働時間もしくは勤務実態に乖離がある場合は、いずれか長い方の労働時間数を、常勤の職員の1か月の所定労働時間数として計算する。

(3) 保育に直接従事する職員の勤務体制

ア 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)による乳幼児の発達に応じた組やグループ編成を明確にし、次のいずれにも該当すること。

(ア) 各組やグループの担任は、原則、常勤かつ専任の職員であること。

(イ) 常勤保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る職員配置基準上の定数が2人以上の場合は2人以上。)配置すること。

(ウ) 設置者が、常勤以外の職員についても指揮命令権を有すること。

イ 開所時間中については、現に登園している乳幼児数に対して、条例第29条、第31条、第44条及び第47条に規定する児童の年齢区分別の職員配置基準数以上の保育に直接従事する職員を配置するものとし、算定した員数が1人の場合でも開所時間中は常勤保育士を含む2人以上(常勤職員を除く1人以上は保育士又は保育従事者)を配置すること。なお、居宅訪問型保育事業はこの限りではない。

(4) 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者

条例第23条第2項に定める家庭的保育者とは、区長が行う研修(多様な保育研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第19号)(以下「多様な保育研修事業実施要綱」という。))

の4（3）のIのアで定める「基礎研修」をいい、区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者をいう。

なお、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者」とは、多様な保育研修事業実施要綱の4（3）のIのイで定める「認定研修」を修了した者をいう。

イ 家庭的保育補助者

条例第23条第3項に定める家庭的保育補助者とは、区長が行う研修（多様な保育研修事業実施要綱の4（3）のIのアで定める「基礎研修」をいい、区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。

(5) 保育従事者の要件

条例第31条及び第47条に定める保育従事者とは、区長が行う研修（子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）の5（3）のイに定める専門研修「地域保育コース」のうち選択科目を「地域型保育」とする研修または平成27年度以前に実施した「小規模保育事業従事者研修」をいい、区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とする。

(6) 保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者の要件

条例付則第6条及び第8条に定める「保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者」とは、次のアからウまでに掲げる者のうちいずれかに該当する者とする。

ア 上記第4号アに定める家庭的保育者

イ 上記第5号に定める保育従事者

ウ 法第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業又は東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。）

(7) 条例付則第6条及び第8条の規定の適用を受ける者は、当該事業所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とし、設置者は確認書を作成し、施設に据え置くものとする。

(8) 過去3年以内に、法第34条の17第3項の規定に基づく措置の勧告又は改善の命令を受けた事業所は、条例付則第6条及び第8条の規定に掲げる特例を適用することができない。

(9) 条例付則第8条の規定による特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めるものとする。

(10) 条例付則第6条及び第8条の規定の適用を受ける者であって保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すものとする。

(11) 保育に直接従事する職員に係る留意事項

設置者及び管理者は、保育に直接従事する職員を安定的に雇用し、その資質の向上を図るため、次の点に留意するものとする。

ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。

ウ 法第48条の3第1項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

(12) 調理員の配置

調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号通知）の定めるところにより実施するものとする。

(13) 管理者の配置

ア 小規模保育事業A型には、条例第29条第1項に規定する職員のほかに、原則、管理者を置くものとする。この規定は、小規模保育事業B型、C型、事業所内保育事業に準用する。

イ 管理者は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」における管理者の要件を満たすものとする。

その際、児童福祉事業等において2年以上勤務した経験を有する者とは、児童福祉施設、幼稚園若しくは小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員若しくは児童委員、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設若しくは事業所における移行前の認可外保育施設の職員等のうち、板橋区の運営費補助対象である認可外保育施設等において2年以上勤務した経験を有する者とし、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者とする。

なお、管理者は、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与と支出がある場合に限られるため、兼任の場合は減算対象となる。

ウ 管理者を置かず管理者減算を適用する場合は、施設長（事業所の運営を所掌する管理・監

督者)を明確に定めるものとする。

エ 設置者の代表者と管理者の兼任にあつては、次の(ア)から(ウ)に掲げる要件を満たし、実施事業が当該事業所のみの場合又は当該事業所が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

(ア) 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。

(イ) 他に適当な人材を求めることが困難であること。

(ウ) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと。(他の団体役員等で、その職務上、当該事業所の運営に支障がないと認められる場合を除く。)

(衛生管理)

第7条 家庭的保育事業等の設置者は、条例に定めるもの並びに下記に定める衛生上必要な措置を講じるものとする。

(1) 条例第14条第2項に規定する「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置」とは、次に定める基準を満たすほか、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」(平成9年6月30日児企第16号)を遵守し、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底するものとする。

ア 感染予防の実効を期するため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号別添)を参考とすること。

イ 調理従事者等(調乳含む)は、臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、必要に応じてノロウィルスの検査を含めること。また、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱等の症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等綿密な注意を払うこと。

ウ 調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために自主点検を毎日実施すること。

エ 調理室から各室まで食事を安全かつ衛生的に運べること。特に、保育を行う専用の部屋等を運搬経路とする場合は、衛生管理のほか、利用乳幼児の安全(衝突、火傷等)に留意すること。

(2) 条例第14条第3項に規定する「必要な医薬品」とは、体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品のほか、必要な医薬品等とし、これらを安全かつ衛生的に備えるものとする。

(開所時間及び休業日)

第8条 小規模保育事業A型の開所時間は、原則として午前7時15分から午後6時15分までとし、休業日は、次に掲げる日とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、小規模保育事業B型、C型、事業所内保育事業に準用する。

（事業認可の手続き）

第9条 家庭的保育事業等に関する認可を受けようとする者は、法第34条の15第2項及び児童福祉法施行規則（昭和23年3月厚生省令第11号。以下、「省令」という。）第36条の36第1項、第2項及び区法施行規則第33条第1項の規定に基づき、次項及び第3項に定めるところにより申請の手続を行うものとする。

2 家庭的保育事業等に関する認可を受けようとする者は、計画の承認を受けるため、家庭的保育事業等計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区へ提出するものとする。

(1) 建物、その他の設備関係に関する次の書類

ア 事業所等の案内図（施設の所在地、最寄駅からの経路、代替遊戯場の位置、事業所から代替遊戯場までの経路及び周辺環境が分かるもの）

イ 事業所等の配置図（敷地全体を表示し、施設から公道までの2か所2方向の避難路と隣地の状況等が分かるもの）

ウ 建物の平面図

エ 事業所等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（火災等の非常時に入所児童の避難に有効な非常口が2か所2方向設置されていることが分かるもの。）

オ 既存建築物の場合は、次に掲げる書類

(ア) 事業所の建物建築時の建築確認申請書、確認済証の写し（建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが確認できるもの。）、検査済証の写し（確認申請どおりに工事が行われていることが確認できるもの。）。ただし、検査済証を紛失している場合は、検査済証に代えて台帳記載事項証明書の写しに代えられるものとする。

(イ) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し。

事業所使用延床面積が200㎡を超えない等により建築確認申請が必要ない場合は、建築基準法に基づく保育所用途に適合していることを一級建築士が証する書面があること。

カ 第5条第4号イに規定する建築物にあつては、次の（ア）から（オ）までのいずれかに掲げる検査機関等が耐震診断を行ったうえで発行する証明書があること。

（ア） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関

（イ） 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

（ウ） 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士。（当該建物が同法第3条の規定に該当する場合を除く。）

（エ） 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

（オ） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体

(2) 家庭的保育事業等の運営方針に関する次の書類

運営規程（条例に定める重要事項に関する規定及び苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

(3) 設置者の状況に関する次の書類（社会福祉法人及び学校法人にあつては次のアからケまで及びサ及びスに掲げる書類、社会福祉法人及び学校法人以外の者にあつてはアからスまでに掲げる書類）

ア 履歴事項全部証明書

イ 定款、寄附行為その他の規約

ウ 印鑑証明書

エ 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第2号様式）

オ 資金計画書

カ 家庭的保育事業等の今後5年間の収支予算書

キ 直近3年間に係る決算報告書

ク 申請者（法人である場合にあつては法人全体）の今後5年間の収支（損益）予算書

ケ 申請者（法人である場合にあつては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書

コ 申請者が新規に設立された法人である場合にあつては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書

サ 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）

シ 納税状況に関する次の証明書

(ア) 納税額、未納税額等の証明書

(イ) 所得金額の証明書

(ウ) 滞納処分を受けたことがないことの証明書

ス 事業概要（事業の沿革を含む。）を示す書類

(4) 家庭的保育事業等認可申請概要（第1号様式の2）

(5) その他区長が必要と認めるもの

3 家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、法第34条の15第2項及び区法施行規則第33条第1項の規定により、家庭的保育事業等事業認可申請書（区法施行規則別記第61号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。

なお、区長は、申請書及び添付書類の内容について審査を行い、その家庭的保育事業等につき実地調査を行い、申請内容の事実確認を行うこととする。

(1) 職員関係に関する次の書類

ア 職員の構成書（第3号様式）

イ 条例第23条、第29条、第31条、第34条、第44条及び第47条の規定により事業所等に置かなければならないこととされた職員（クにおいて「基準職員」という。）の履歴書の写し

ウ 資格証明書等の写し

エ 家庭的保育者を配置する場合にあつては、条例第23条第2項に関する誓約書（第4号様式）

オ 嘱託医及び嘱託歯科医の免許証の写し

カ 嘱託医及び嘱託歯科医との委託契約書等の写し

キ 所定労働時間等の明記された雇用条件通知書等の写し

ク 代表者が基準職員を兼任する場合は、兼任する業務の実施態勢を確認することができる書類

ケ 食事を事業所等の外部から搬入する場合は、搬入に係る協定書等の写し

コ 条例第23条、第29条、第31条、第34条、第44条及び第47条の規定により調理業務を第三者に委託する場合は、当該調理業務の委託に係る契約書の写し

サ 第6条第2項第13号イに定める管理者要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明書等）

(2) 土地、建物、その他の設備関係に関する次の書類

ア 事業所等の案内図（施設の所在地、最寄駅からの経路、代替遊戯場の位置、事業所等から

代替遊戯場までの経路及び周辺環境が分かるもの)

イ 事業所等の配置図 (敷地全体を表示し、施設から公道までの2か所2方向避難路と隣地の状況等が分かるもの)

ウ 建物の平面図

エ 事業所等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図 (火災等の非常時に入所児童の避難に有効な非常口が2か所2方向設置されていることが分かるもの。)

オ 次に掲げる書類

(ア) 事業所の建物建築時の建築確認申請書及び確認済証の写し (建築基準法関係法令に適合し、かつ構造計算適合性判定が必要な建築物については構造計算適合性判定がなされ、適切に設計されていることが確認できるもの。) 及び検査済証の写し (確認申請どおりに工事が行われていることが確認できるもの。)

(イ) 既存建築物の場合は、用途変更に係る建築確認申請書、確認済証の写し及び検査済証の写し。なお、検査済証を紛失している場合は、検査済証に代えて台帳記載事項証明書の写しに代えられるものとする。

(ウ) 事業所使用延床面積が200㎡を超えない等により建築確認申請が必要ない場合は、建築基準法に基づく保育所用途に適合していることを一級建築士が証する書面があること。ただし、「家庭的保育事業の建築基準法の取り扱いについて」(平成24年10月29日付24世保育第848号)に規定する要件に該当する家庭的保育事業にあつてはこの限りではない。

カ 自己所有の土地又は建物を使用して事業所等を運営しようとする場合にあつては、事業所等の建物又は土地の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。

キ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)により実施していることを証する書面 (土地・建物が自己所有でない場合)

ク 消防法(昭和23年法律第186号)その他の消防に関する法令に基づく届出書及び管轄消防署との相談事項を記載した議事録及び検査結果通知等の写し

ケ 「室内化学物質対策実施基準」(別表1)により実施した測定結果が分かる書類

コ 第5条第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(3) 家庭的保育事業等の運営方針に関する次の書類

- ア 運営規程（条例に定める重要事項に関する規定及び苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
- イ 事業所等を所管する労働基準監督署の受理印のある就業規則等（給与規程、育児休業規程等を含む。）の写し
- ウ 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、条例第18条に定める重要事項に関する規定及び条例第21条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
- エ 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度（施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）の保険証書等の写し
- オ 連携施設の種類及び名称並びに当該連携施設との連携協力の内容を証する書類の写し
- カ 法第6条の3第12項の規定により事業所内保育事業の業務を委託又は受託する場合は、その契約書の写し

(4) 設置者の状況に関する次の書類

社会福祉法人及び学校法人にあっては次のアからコまで及びシに掲げる書類、社会福祉法人及び学校法人以外の者にあってはアからスまでに掲げる書類

- ア 法人代表者の履歴書
- イ 履歴事項全部証明書
- ウ 定款、寄附行為その他の規約
- エ 印鑑証明書
- オ 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第2号様式）
- カ 資金計画書
- キ 家庭的保育事業等の今後5年間の収支予算書
- ク 直近3年間に係る決算報告書
- ケ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の収支（損益）予算書
- コ 申請者（法人である場合にあっては法人全体）の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- サ 申請者が新規に設立された法人である場合にあっては、設立時の開始貸借対照表及び仮決算書
- シ 預貯金の残高証明書（認可申請書の提出期限の2箇月前以降の時点の残高のもの）
- ス 納税状況に関する次の証明書

- (ア) 納税額、未納税額等の証明書
 - (イ) 所得金額の証明書
 - (ウ) 滞納処分を受けたことがないことの証明書
- (5) 家庭的保育事業等認可申請概要（第1号様式の2）
- (6) その他区長が必要と認めるもの
- (内容変更（届）の手続）

第10条 家庭的保育事業等の建物その他設備の規模、構造、配置、定員等の運営方法、代表者又は管理者等を変更しようとする者は、省令第36条の36第3項及び第4項、区法施行規則第34条の規定により、区長が指定する日までに、家庭的保育事業等認可内容変更届(区法施行規則別記第64号様式)に次に掲げる書類を添付させ、区へ提出するものとする。

なお、区長は、建物、その他の設備の変更については、必要に応じて所属職員をして実地調査を行い、届出内容の確認を行わせるものとする。

- (1) 名称の変更に関する次の書類
 - ア 設置者における名称変更の決議書等の写し
 - イ その他区長が必要と認めるもの
- (2) 所在地（住所）表示の変更に関する次の書類
 - 区から発行される住居表示変更の通知
- (3) 設置者の名称の変更に関する次の書類
 - 履歴事項証明書
- (4) 設置者の代表者の変更に関する次の書類
 - ア 履歴事項証明書
 - イ 代表者の履歴書
- (5) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更に関する次の書類
 - 履歴事項証明書
- (6) 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場、施設敷地の使用に係る権利関係の変更に関する次の書類
 - ア 建物・土地の状況（第5号様式）
 - イ 事業所等の案内図（施設名称、施設の所在地、最寄駅からの経路、代替屋外遊戯場の位置及び周辺環境が表示されているもの）
 - ウ 変更前後の事業所等の配置図

エ 変更前後の建物の平面図

オ 事業所等内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）

カ 乳児室又はほふく室並びに保育室又は遊戯室を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所については条例第28条第1項第8号の基準、保育所型事業所内保育事業所については条例第43条第1項第8号の基準を満たしていることを証する書類

キ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

ク 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件で土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

ケ 「室内化学物質対策実施基準」（別表1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。）

（7）定員又は年齢区分、類型等の運営に関する変更に関する次の書類

ア 職員の構成書（第3号様式）

イ 家庭的保育事業等認可申請概要（第1号様式の2）（施設の名称、定員、保育を行う専用の部屋等の面積及び屋外遊戯場の面積のみ記載すること。）

ウ その他区長が必要と認めるもの

（8）管理者の変更に関する次の書類

第6条第2項第13号の管理者要件の趣旨を十分勘案の上、行うこと。

ア 管理者の履歴書

イ 第6条第2項第13号イに定める管理者要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明書等）

ウ 家庭的保育事業等認可申請概要（第1号様式の2）（施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。）

（9）調理業務に関する変更に関する次の書類

ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合）

イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合）

（廃止・休止）

第11条 家庭的保育事業等を廃止し、又は休止する場合は、その公共性から、多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と協議を行うものとする。この場合において、休止とは原則として1年を超えない期間停止をすることをいい、建物設備について国庫や都又は区の補助がなされた家庭的保育事業等を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区に協議しなければならない。

2 家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする設置者は、法34条の15第7項及び区法施行規則第36条の規定により、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（区法施行規則別記第66号様式、次項において「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、廃止又は休止しようとする日の相当期間前までに区に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を確認することができる書類

- ア 現に保育を受けている児童に対する措置
- イ 廃止しようとする場合にあっては財産の処分
- ウ 廃止又は休止についての利用者への周知内容
- エ 廃止又は休止した後の職員の処遇

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(区が行う家庭的保育事業等への適用)

第12条 この要綱は、区が家庭的保育事業等を行おうとする場合についても適用があるものとする。

2 区が家庭的保育事業等を行う場合において、当該家庭的保育事業等の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は事業所等の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせようとするときは、あらかじめ当該第三者又は当該指定管理者の候補者に第9条第3項に掲げる書類を提出させるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前までに既に認可を受けている場合、第5条についてはなお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前までに既に認可を受けている場合、第6条第2項第2号については、この要綱の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 この要綱の施行に伴い、板橋区小規模保育事業の設備及び運営に関する要綱（平成27年12月7日区長決定）及び板橋区事業所内保育事業の設備及び運営に関する要綱（平成28年3月31日区長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。